

広島県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十九号

広島県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例

広島県土砂の適正処理に関する条例（平成十六年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号口中「禁錮」を「禁錮」に、同号ハ中「第二百八条の三」を「第二百八条の二」に改める。

附 則

この条例は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）附則第一条に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいづれか遅い日から施行する。